

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「条例の適用を受ける職員」を「条例第二条に規定する職員」に改める。

第二条中「第五号」を「第四号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号から同条第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二号中「（非常勤である者にあつては、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）」を削り、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（期末手当を支給される者に限る。）

第三条第三号中「（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）」を削る。

第五条中「条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員」を「条例第二条に規定する職員」に改める。

第五条の四第一項第二号中「任期付職員条例」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）」に改める。

第六条第二項第一号中「第二条第三号から第五号まで」を「第二条第三号及び第四号」に改め、同項第二号中「並びに第二条第八号、第九号及び第十号」を「及び第二条第七号から第九号まで」に改め、同条第三項中「第二条第四号に掲げる職員で勤務を要する日及び勤務時間が常勤の職員と同様である職員、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第七条第一項第一号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者

第七条の二第二項中「エまでに掲げる者及び」を「オまでに掲げる者、」に改め、「キまでに掲げる者」の下に「及び法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者」を加える。第八条中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改め、同条第二号中「第二条第三号から第五号までのいずれか」を「第二条第三号又は第四号」に改め、同条第六号中「第二条第八号、第九号及び第十号」を「第二条第七号から第九号までのいずれか」に改める。

第十二条第二項第一号中「第二条第三号から第五号まで」を「第二条第三号及び第四号」に改め、「（同条第四号に掲げる職員については、勤務を要する日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）」を削り、同項第二号中「並びに第二条第八号、第九号及び第十号」を「及び第二条第七号から第九号まで」に改める。

別表第一任期付職員条例第七条の給料表の項中「任期付職員条例第七条の給料表」を「任期付職員給料表」に改め、任期付研究員条例第五条第一項の給料表の項中「任期付研究員条例第五条第一項の給料表」を「任期付研究員給料表」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。